

苫小牧市告示第109号

騒音規制法に基づく規制地域及び区域の区分の改定

平成25年3月27日苫小牧市告示第112号（騒音規制法に基づく規制地域の指定）の一部を次のように改定し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月25日

苫小牧市長 岩倉博文

記

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域及び区域の区分を現在の土地利用状況に鑑み次のとおり変更する。

1 規制地域及び区域の区分

規制地域及び区域の区分を次の図のとおり指定する。

（「次の図」は省略し、苫小牧市環境衛生部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）